



社会保険労務士法人SOPHIA  
 特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー 松田法子  
 〒810-0074 福岡市中央区大手門3-1-1-5F  
 TEL:092-725-6130 FAX:092-725-6131  
 URL: [www.sr-sophia.com](http://www.sr-sophia.com)  
 ◆労働・社会保険関係事務・相談  
 ◆人事・労務管理の相談 ◆就業規則等の作成・改訂  
 ◆給与計算代行業務 ◆障害年金申請サポート 等

## 新型コロナウイルス感染症対策で利用可能な 厚生労働省の助成金まとめ(3月25日時点)

2月27日になされた政府の休校・自粛要請により、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大しています。3月25日までに発表をされた緊急対策の内容から、雇用維持・事業継続のために活用できる助成金を紹介します。

### ● 雇用調整助成金 ※4月1日からの特例措置の拡充があります！ (本紙裏面「知得情報！助成金情報」をご確認ください)

業種を問わず、受注量が減り一時的に労働者を休業させたり、行政の要請で事業所を閉鎖したり、労働者が発症したため自主的に事業所を閉鎖したり、労働者が子の世話のため休暇を取得し生産体制の維持等が困難になった等、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主が対象です。

特例により、直近1カ月の生産指標が前年同期比10%以上減で受給でき、雇用期間6カ月未満の労働者も対象となるほか、過去1年以内に本助成金を受給していても受給できます。支給限度日数も、1年間で100日(3年間で通算150日)の制限とは別枠で受給可能となっています。

助成額は、休業手当、教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向元事業主の負担額の3分の2(大企業は2分の1。1人1日当たり上限8,330円)です。

休業等を実施したのち必要書類を労働局に提出して支給申請を行います。

～厚生労働省HP～

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10098.html)

### ● 時間外労働等改善助成金[テレワークコース]

「時間外労働等改善助成金」(※令和2年4月1日以降は「働き方改革推進支援助成金」に名称変更予定)に、新型コロナウイルス感染症対策を目的とした取組を行う事業主を支援する特例コースが時限的に設けられました。

就業規則等を作成・変更し、2月17日から5月31日までの間にテレワークを新規で導入し、実施した労働者が1人以上いれば対象となります。

助成額は対象経費合計額の2分の1(上限100万円)で、対象経費には、謝金、旅費、借損料、会議費、雑務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費があります(パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象外。web会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器等が対象)。

5月29日までに必要書類をテレワーク相談センターに提出して取組を実施したのち、7月15日までに支給申請書等を提出します。

～厚生労働省HP～

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html)

### ● 時間外労働等改善助成金[職場意識改善特例コース]

3月25日までに就業規則に、新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、子どもの休校・休園に関する特別休暇制度の規定を新設・施行すると対象となります(来年度新設予定の「働き方改革推進支援助成金」で5月31日までの同様の取組を助成予定です)。

補助率は、4分の3(30名以下かつ対象ソフト・機器等の購入経費が30万円を超える場合は5分の4)か50万円のいずれか低いほうとなります。

申請は、3月13日までに必要書類を労働局に提出(3月14日以降に交付申請されたものは、4月以降に交付決定)して取組を実施したのち、3月25日までに支給申請書等を提出します。

～厚生労働省HP～

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html)

### ● 小学校休業等対応助成金 ※3月31日付発表「6月30日まで対象期間延長」

令和2年2月27日から3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休校した小学校等(注1)に通う子どもの世話を行うため、保護者(注2)に年次有給休暇とは別に休暇(半休、時間休を含む)を、年次有給休暇取得時同様、有給で取得させると対象となります(保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります)。

～(注1)小学校等とは～

・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。)、特別支援学校(全ての部)

★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)等も含む。

・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス

・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等。

～(注2)保護者とは～

・親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者が対象となります。

・上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。

助成額は、支払った賃金相当額(日額上限8,330円)です。

6月30日までに、「学校等休業助成金・支援金受付センター」宛に郵送(配達記録が残るもの)にて支給申請書等を提出(提出先は、本社等の所在地により4つに分かれます)します。

～厚生労働省HP～

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

知得情報！ 助成金情報 ～第103回 新型コロナウイルス感染症にかかる  
雇用調整助成金の特例措置の拡大(令和2年3月30日現在)～

4月1日から雇用調整助成金において、すでにある特例措置の拡大が行われます。リーマンショックにおける雇用危機の際にもなかったレベルの要件緩和となっており、今回の問題の深刻さを感じる結果となっています。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大 **別紙**

雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置		
特例以外の場合の雇用調整助成金	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施	(参考) リーマンショック時
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主(全業種)
生産指標要件(3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和(1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和(1か月5%以上低下)	生産指標要件緩和(3か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象
助成率 2/3(中小) 1/2(大企業)	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める(1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める(1月24日～6月30日まで)	やむを得ないと認められる場合は、事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左+上記対象期間	3年300日

1 上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする  
2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じる

4月の主な税務と労務手続き

- 10日 ・源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]  
・雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 15日 ・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 [市区町村]
- 30日 ・預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]  
・労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分> [労働基準監督署]  
・健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]  
・健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]  
・労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]  
・外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]  
・公益法人等の法人住民税均等割の申告納付 [都道府県・市町村]  
・固定資産税・都市計画税の納付<第1期> [郵便局または銀行]  
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。  
・土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間  
⇒4月1日から20日または第1期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間

行列のできる人事労務相談所

新型コロナウイルスへの企業の対応  
～ マーサジャパン調査より

Q.新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、当社も社員の感染防止のための対応が必要だと考えております。各企業はどのような対応をされていますか？

A. 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、企業がどのような対応をしているかが気になるところです。人事コンサルティング会社のマーサジャパンでは2月27日から3月4日までの期間、新型コロナウイルスに対する企業の対応について、調査を実施しました。

各社の取組みの現状としては、「時差出勤の許可・奨励」が84%、「在宅勤務・テレワークの許可・奨励」が69%と柔軟な対応が進んでいます。在宅勤務・テレワークについては、82%が全社または一部の部門で実施しています。その一方で、18%の企業が実施していない理由としては、「インフラが整っていない」(78%)、「関連規定・ルールが整備されていない」(66%)、「業務特性がテレワークに適していない」(62%)などが挙げられています。「緊急性の低い国内外の出張を中止・延期」が91%、「集合型社内研修の中止・延期」が71%、「職場での懇親会等の中止・延期」が59%、「採用関連イベントの中止・延期」が39%と多く、「新卒・中途入社式の中止」も10%となっています。会議などのオンライン化も「オンライン会議への切替え」(社内ミーティング52%、社外ミーティング39%)、「オンライン研修への切替え」(27%)と進んでいます。企業が抱える懸念としては「出張の中止や延期に伴う商談のスローダウン」が57%、「国内外の経済活動の停滞、自粛ムードに伴う売上の減少」が50%と多くなっています。

全社共通の対応としては、総じて不要・不急な出張の中止・延期やテレワークへの切替えなど、感染拡大防止にあたり必要な施策を実施する一方、ビジネス面の影響や4月以降の業務計画の見直しについては慎重に見極める姿勢が大半であり、悲観的なトーンが比較的強いメディア報道に比べ、企業の現場では比較的冷静な対応が多く見受けられています。

一方で、感染拡大防止に向けた対応・施策が十分に整備されていない企業も散見され、個別企業ごとの危機管理や業務・ITインフラ、リーダーシップのあり方の違いが浮き彫りとなっているようです。

★お知らせ★

- ①令和2年度の雇用保険料率は据え置きとなります。  
※一般事業 ⇒0.90%/0.30%(給与控除率)  
※建設事業後 ⇒1.20%/0.40%(給与控除率)
- ②4月から、高年齢労働者に係る雇用保険料の免除措置が終了します。給与計算の際はご注意ください！

編集後記

4月1日現在、新型コロナウイルスの感染拡大が収束しない状況です。行政では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業やテレワーク等の導入の支援について、助成金の拡充や新設を行っています。助成金についてはぜひ弊法人にご相談下さい。



松田 法子